

令和 4 年

## 第 3 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和 4 年 5 月 2 日

閉会：令和 4 年 5 月 2 日

福岡県東峰村議会

## 令和4年 第3回東峰村議会臨時会

招 集 年 月 日 令和4年5月2日開議  
招 集 の 場 所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 令和4年5月2日 13時30分  
議 長 伊藤 均  
閉会日時及び宣告 令和4年5月2日 14時51分  
議 長 伊藤 均

### 応招議員

議席番号	議 員 名	出欠	議席番号	議 員 名	出欠
1 番	和 田 将 幸	○	2 番	樋 口 朗	○
3 番	佐々木 孝	○	4 番	高 倉 美紀恵	○
5 番	梶 原 伯 夫	○	6 番	高 橋 弘 展	○
7 番	大 蔵 久 徳	○	8 番	佐々木 紀 嘉	○
9 番	黒 川 隆 康	○	10 番	伊 藤 均	○

### 不応招議員

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
	なし		

### 出席議員

10名

### 欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	眞田 秀樹	副村長	菅 義範
教育長	縄田 淳一		
総務企画課長	城 辰也	ふるさと推進課長	岩橋 一成
農林建設課長	白井 耕平	災害対策室長	樋口 修一
住民福祉課長	國松 直美	教育課長	室井 紀代子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	岩橋 俊典		

村長提出議案の題目

承認第 3号	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）
承認第 4号	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）
承認第 5号	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）
同意第 4号	東峰村教育委員会委員の任命について
同意第 5号	東峰村監査委員の選任について

議員提出議案の題目

発議第 3号	東峰村広報特別委員会設置に関する決議案の提出について
--------	----------------------------

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
--------------------------------

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条） 1番 和田将幸議員      2番 樋口朗議員
---

# 第3回 東峰村議会臨時会会議録

令和4年5月2日  
( 第 1 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和4年 第3回東峰村議会臨時会議事日程

令和4年5月2日開議

臨時議長紹介

臨時議長あいさつ

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙について

日程第 3 副議長の選挙について

日程第 4 議席の指定について

日程第 5 会議録署名議員の指名

日程第 6 会期の決定

日程第 7 常任委員会委員の選任について

日程第 8 議会運営委員会委員の選任について

日程第 9 発議第 3号 東峰村議会広報特別委員会設置に関する決議案の提出について

日程第10 東峰村議会広報特別委員会委員の選任について

日程第11 東峰村消防委員会委員の推薦について

日程第12 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議員の選挙について

日程第13 議案上程報告

日程第14 村長あいさつ及び提案理由の説明

日程第15 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

日程第16 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

日程第17 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

日程第18 同意第 4号 東峰村教育委員会委員の任命について

日程第19 同意第 5号 東峰村監査委員の選任について

日程第20 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 会	(13時30分)
事務局長	<p>事務局長の岩橋でございます。</p> <p>本臨時会は、選挙後、初めての議会です。</p> <p>議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。</p> <p>それでは、黒川議員を臨時の議長としてご紹介いたします。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>(黒川議員 議長席へ)</p>
開 議	
臨時議長	<p>ただいまご紹介をいただきました、黒川でございます。</p> <p>地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。</p> <p>皆様のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日の出席議員は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、ただ今から、令和4年第3回東峰村議会臨時会を開会します。</p> <p>本質の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
日程第1	
臨時議長	<p>日程第1 「仮議席の指定」を行います。</p> <p>仮議席は、ただ今着席の議席といたします。</p>
日程第2	
臨時議長	<p>日程第2 「議長の選挙」を行います。</p> <p>選挙は投票で行います。</p> <p>ここで、執行部の退席を求めます。</p> <p>(執行部退場)</p> <p>(議場の出入り口閉鎖)</p> <p>(「議長」の声あり)</p>
臨時議長	4番 梶原伯夫議員
4 番	<p>動議を提出いたします。</p> <p>議長選挙は、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推薦によることを望みます。</p>
臨時議長	<p>ただ今、4番 梶原伯夫議員より、氏名推薦との動議が出されました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>この動議のとおり決することに、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
臨時議長	<p>全員異議なしと認め、議長選挙は、動議のとおり、指名推薦といたします。</p> <p>(「議長」の声あり)</p>
臨時議長	4番 梶原伯夫議員
4 番	<p>動議を提出いたします。</p> <p>議長に、6番 伊藤均議員を指名します。</p>
臨時議長	<p>ただ今、4番 梶原伯夫議員より、6番 伊藤均議員の議長指名の動議が出されました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

臨時議長	<p>異議なしと認めます。 よって、6番 伊藤均議員が議長に当選されました。 議場の出入り口を開きます。 (議場の出入り口開放) (執行部入場)</p>
臨時議長	<p>ただ今、議長に当選されました、伊藤均議員が議長におられますので、本席から当選の告知をいたします。 以上で、臨時議長の職務を終わりました。ご協力ありがとうございました。 議長の席を降りさせていただきます。 (仮議席に着く)</p>
事務局長	<p>伊藤議長、議長席にお付きください。 (議長 議長席へ)</p>
議長	<p>ただ今、議長の職務を受けました、伊藤均でございます。 一言ごあいさつ申し上げたいと思います。 この東峰村、29年から自然災害による復興、復旧を今まで推し進めてまいりました。その中で、復興については随分進んできたのかなと思っております。 しかしながら、JR日田彦山線の問題をはじめ、たくさんの諸問題がまだ残ったままなのかと思っております。 その中で、この東峰村をより良くするためにはどうしたらよいのかという中の、責務を私にまたお預けいただきましたことをです、誠に嬉しく思っております。 私自身も微細な者でありますので、なかなか皆様方の思う議会ができるか、できないかということに関しては、非常に心配をしておりますけれども、全員のお力をお借りしながら、この東峰村議会がより良い議会になるために、皆様方のお力をです、私のほうへお預けいただきますことをお願いしたいと思っております。 なかなか意は申せませんが、しっかり頑張って議会を、また、村のほうをです、良くしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。</p>
日程第3	
議長	<p>それでは、日程第3 「副議長選挙」を行います。 選挙は投票で行います。 ここで、執行部の退席を願います。 (執行部退場)</p>
議長	<p>議場の出入り口を閉めます。 (議場の出入り口閉鎖) (「議長」の声あり)</p>
議長	<p>4番 梶原伯夫議員</p>
4番	<p>動議を提出いたします。 副議長の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によることを望みます。</p>
議長	<p>ただ今、4番 梶原伯夫議員より、指名推薦との動議が出されました。 お諮りします。 この動議のとおり決することに、異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認め、副議長選挙は、動議のとおり指名推薦といたします。 (「議長」の声あり)</p>
議長	<p>4番 梶原伯夫議員</p>
4番	<p>副議長に、7番 黒川隆康議員を指名します。</p>



議 長	ただ今、4番 梶原伯夫議員より、7番 黒川隆康議員の副議長の指名の動議が出されました。 お諮りします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 よって、7番 黒川隆康議員が副議長に当選されました。 (議場の出入り口開放) (執行部入場)
議 長	ただ今、副議長に当選されました、黒川隆康議員が議場におられますので本席からの当選の告知をいたします。 黒川隆康議員、檀上にて副議長承認のあいさつをお願いいたします。
副 議 長	ただ今、皆様のご賛同をいただき副議長に就任いたしました、黒川でございます。 この上は、伊藤議長を補佐し、しっかりとした議会運営を心掛けるつもりであります。 また、議員の皆さんの活発な議論をしながら、活力ある議会を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。
日程第4	
議 長	引き続き、日程第4 「議席の指定」を行います。 議席の指定を行います。 1番 和田将幸議員 2番 樋口朗議員 3番 佐々木孝議員 4番 高倉美紀恵議員 5番 梶原伯夫議員 6番 高橋弘展議員 7番 大蔵久徳議員 8番 佐々木紀嘉議員 9番 黒川隆康議員 10番 伊藤です。 以上でございます。 暫時休憩します。  (13時43分～13時47分)
日程第5	
議 長	日程第5 会議録署名議員の指名をいたします。 1番 和田将幸議員、2番 樋口朗議員を、指名いたします。
日程第6	
議 長	日程第6 「会期の決定」を、議題といたします。 お諮りします。 本臨時議会の会期は、本日5月2日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。
日程第7	
議 長	日程第7 「常任委員会委員の選任」を行います。 (事務局長 常任委員表を配る)
議 長	常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。 これに、異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、常任委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することと決定いたしました。</p> <p>常任委員長及び副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されていますので、その結果を報告いたします。</p> <p>総務常任委員長 大蔵久徳議員  総務常任副委員長 高橋弘展議員  経済常任委員長 佐々木紀嘉議員  経済常任副委員長 梶原伯夫議員</p> <p>以上のとおり互選されましたので、報告をいたします。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 「議会運営委員会委員の選任」を行います。</p> <p>議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、梶原伯夫議員  大蔵久徳議員  高橋弘展議員  佐々木紀嘉議員  黒川隆康議員</p> <p>以上のとおり指名をしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。  (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議会運営委員会委員は、ただ今指名しましたとおり選任することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>議会運営委員長及び副委員長の互選につきましては、委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されていますので、その結果を報告いたします。</p> <p>議会運営委員長 黒川隆康議員  議会運営副委員長 大蔵久徳議員</p> <p>以上のとおり互選されたので、報告をいたします。</p>
日程第9	
議 長	<p>日程第9 発議第3号「東峰村議会広報特別委員会設置に関する決議案の提出について」を、議題といたします。</p> <p>提出者の高橋弘展議員に説明を求めます。</p> <p>6番 高橋弘展議員</p>
6 番	<p>発議第3号「東峰村議会広報特別委員会設置に関する決議案の提出について」上記の議案を別紙のとおり、東峰村議会会議規則第14条の規定により提出します。</p> <p>令和4年5月2日提出、提案者 高橋弘展、賛成者 佐々木孝。</p> <p>提案理由、議会広報は、議会と住民を結ぶ架け橋であり、議会の審議・活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っている。</p> <p>この議会広報の充実を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため、地方自治法上の根拠を有する東峰村議会広報特別委員会を設置するものである。</p> <p>次のページをお願いいたします。決議文です。</p> <p>東峰村議会広報特別委員会設置に関する決議  次のとおり東峰村議会広報特別委員会を設置するものとする。</p>

	<p>1 名 称 東峰村議会広報特別委員会</p> <p>2 設置の根拠 地方自治法第109条及び東峰村議会委員会条例第6条</p> <p>3 目 的 議会広報を通じて、議会の審議・活動状況を住民に周知するため。</p> <p>4 定 数 5名</p> <p>5 任 期 委員の任期満了日まで          となっております。          以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。          質疑を行います。          質疑はありませんか。          (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。          これから、討論を行います。          討論はありませんか。          (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。          採決します。          発議第3号「東峰村議会広報特別委員会の設置に関する決議案の提出について」を、          お諮りいたします。          本案に賛成の方、挙手をお願いします。          (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。          よって、本案は、可決することに決定いたしました。</p>
日程第10	
議 長	<p>日程第10 「東峰村議会広報特別委員会委員の選任」を行います。          (事務局長 広報委員表を配る)</p>
議 長	<p>東峰村議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定          により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思いますが、これに、ご異          議ありませんか。          (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。          したがって、東峰村議会広報特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のと          おり選任することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>東峰村議会広報特別委員会委員長及び副委員長の互選につきましては、委員会条例          第9条第2項の規定により、広報特別委員会において委員長及び副委員長が互選され          ていますので、その結果を報告いたします。          議会広報特別委員長 高橋弘展議員          議会広報特別副委員長 佐々木孝議員          以上のとおり互選されましたので、報告をいたします。</p>
日程第11	
議 長	<p>日程第11 「東峰村消防委員会委員の推薦について」を、議題といたします。          お諮りします。          東峰村消防委員会条例第4条の規定により、佐々木孝議員、梶原伯夫議員、以上2          名を指名したいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。          (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>したがって、東峰村消防委員会委員の推薦は、ただ今の2名にしました。 佐々木孝議員、梶原伯夫議員、以上2名を東峰村消防委員会委員に推薦することに決定をいたしました。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙」を行います。 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約第5条第1項により、組合議会の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、選挙方法については、指名推薦を行うことに決定いたしました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名の方法は、議長が指名することと決定いたしました。 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会の議員に、議長 伊藤均、副議長 黒川隆康議員を指名いたします。 お諮りいたします。 ただ今、議長が指名した両名を当選人とすることにしたと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、ただ今指名しました2名が、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会の議員に当選されました。 会議規則第33条の規定により、当選の告知をします。</p>
休憩	
議長	<p>2時10分まで休憩いたします。  (13時59分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に続き、会議を再開します。  (14時10分)</p>
日程第13	
議長	<p>日程第13 事務局長に議案の上程報告を求めます。 (事務局長議案上程報告)</p>
議長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第14	
議長	<p>日程第14 「村長あいさつ及び提案理由の説明」をお願いします。 村長</p>
村長	<p>皆さん、こんにちは。 本日、ここに、令和4年第3回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 先月24日に執行されました東峰村議会議員一般選挙におきましては、それぞれ厳しい選挙を戦われ、見事な当選の栄に浴されましたことに対しまして、心からお喜びとお祝いを申し上げます。</p>

また、先ほどから、新しく議長並びに副議長の選出が無事に行われましたことに対し、重ねてお喜びを申し上げます。

今後は、伊藤議長の下、一丸となって議会運営にあたっていただきますよう、ご期待申し上げるものであります。

今般の選挙にあたりまして、議員各位の選挙公報に目を通させていただいたところでもあります。村の課題、地域の課題、様々な懸案を踏まえ、皆様それぞれの思いを選挙公報で訴えられたものと拝察をいたします。

日田彦山線沿線地域振興、地域交通、地域コミュニティ、安全・安心な暮らし、高齢者福祉、子育て、教育、産業振興、切実に感じている地域の声を村政に反映できるよう、行政執行部と議会は車の両輪とはよく例えられます。進む道のりはそれぞれだと思いますが、同じ方向に向かって一緒に進んでまいりたい、そう強く考えているところでもあります。

私も村長選挙のときに、「ずっと笑顔で暮らせる村」をキャッチフレーズとし、現在の村政運営に全力で取り組んでいるところでもあります。

心からの笑顔は信頼がなければ出ない、そう思っております。信頼される村、信頼される議会、信頼される職員でなければならない、そう信じて、まずは行政機関として、機構改革、意識改革、業務改善を行っているところでもあります。

議員各位におかれましては、今後ともお互いに意見を出し合い、より良い村づくりに向かって、共に歩んでいただければと、心よりお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に執行部から提案しております議案等について、説明を申し上げます。

本臨時会には、専決処分の承認について3件、同意について2件、計5件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。

承認第3号、令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）の専決処分につきましては、宝珠山駐在所敷地造成工事、東峰テレビ局舎屋根板金張替工事及び板屋地区消防道路工事の施工にあたり、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費について予算を計上する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第4号、東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第5号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令並びに地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分

	<p>したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>同意第4号、東峰村教育委員の任命につきましては、教育委員 井上光弘氏が令和4年5月30日に任期満了となりますが、引き続き同氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。</p> <p>同意第5号、東峰村監査委員の選任につきましては、梶原伯夫議員を議員のうちから選任する監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明といたします。本日は、よろしく願いいたします。</p>
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第15	
議長	<p>日程第15 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>12ページをお開きください。</p> <p>承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>令和4年5月2日提出、村長名でございます。</p> <p>次の13ページをお開きください。</p> <p>東峰村専決第1号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）を専決処分する。</p> <p>令和4年3月31日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由、宝珠山駐在所敷地造成工事、東峰テレビ局舎屋根板金張替工事及び板屋地区消防道路工事の施工にあたり、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費について予算を計上する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。</p> <p>次の14ページをお開きください。</p> <p>令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）</p> <p>令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。</p> <p>繰越明許費の補正、第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費の補正」による。</p> <p>令和4年3月31日専決、東峰村長名でございます。</p> <p>次の15ページが第1表になっております。</p> <p>繰越明許費の補正ということで、まず一つが、総務費、総務管理費の中の財産管理一般事業（宝珠山駐在所敷地造成工事）1,411万4千円、光地域情報通信事業（東峰テレビ局舎屋根板金張替工事）1,144万円。</p> <p>続きまして9款消防費、消防費、消防施設維持管理一般経費（板屋地区消防道路工事）1,469万円。以上でございます。</p>
議長	<p>補足説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>

	(質疑なし)
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第16	
議長	<p>日程第16 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>16ページをお願いいたします。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>令和4年5月2日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>17ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第2号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村税条例等の一部を改正する条例を専決処分する。</p> <p>令和4年3月31日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。</p> <p>18ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表をお願いいたします。</p> <p>法律の改正に合わせた改正や項ずれなどの規定の整備を行うもので、主なものについて説明を行います。</p> <p>先ほど事前にお配りしました、令和4年度東峰村税条例改正に係る専決についての概要説明資料を併せてご覧ください。</p> <p>18ページでございます。</p> <p>第18条の4、納税証明書の交付手数料について、DV被害者等の固定資産課税台帳等に記載されている事項について、証明書等を交付する際に、当該住所に代わる事項を掲載することができる改正でございます。</p> <p>令和4年4月1日施行でございます。</p> <p>続きまして、28ページをお願いいたします。</p> <p>附則でございます。</p>

	<p>附則の第7条3の2、個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除でございます。 住宅借入金等特別税額控除、住宅ローン控除の延長見直しについて、ということ でございます。</p> <p>所得税におきまして、住宅ローン控除の特例が4年延長され、控除率の引き下げ、 控除期間の上乗せ、適用対象者の所得要件の引き下げ等の見直し措置が行われます が、個人住民税におきましても、この延長等の措置の対象者につきまして、所得税か ら控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内において控除する改正でございます。 また、控除限度額は所得税の課税総所得金額等の7%から5%に引き上げる改正で ございます。</p> <p>29ページをお願いいたします。</p> <p>第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございます。 25号、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の新設で ございます。</p> <p>貯留機能保全区域として、県知事の指定を受けた土地に係る固定資産税につつまし て、わがまち特例の参酌基準を採用し、最初の3年度分の課税標準額を4分の3とす るものでございます。</p> <p>令和4年4月1日施行でございます。</p> <p>32ページをお願いいたします。</p> <p>第12条、宅地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産 税の特例でございます。</p> <p>固定資産税、土地の負担調整措置でございます。</p> <p>景気回復に万全を期すために、土地に係る固定資産税の負担調整措置につつまし て、激変緩和の観点から令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅、負 担調整措置を標準額の2.5%とする改正でございます。</p> <p>令和4年4月1日施行でございます。</p> <p>33ページをお願いいたします。</p> <p>第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例でございま す。</p> <p>こちらにつきましては、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しでござい ます。</p> <p>現在、上場株式等の配当所得等又は譲渡所得等につきましては、所得税と個人住民 税におきまして、異なる課税方式の選択が可能ですが、その課税方式を所得税と個人 住民税で一致させる改正でございます。</p> <p>令和6年1月1日施行でございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>補足説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 佐々木紀嘉議員</p>
8 番	<p>ちょっと中身が分かりませんので、もう中身の説明はいいんですが、この各7条、 10条、それから12条、16条、これに対する該当村民はいるのか、いないのかだ けお答えください。</p>
議 長	<p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>該当村民の方につきましては、申し訳ありませんが、こちらで私自身が把握してお りませんので、後ほど調べてお答えしたいと思います。</p>
議 長	<p>他にありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。</p>



	<p>討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いいたします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第17	
議長	<p>日程第17 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>42ページをお願いいたします。 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 令和4年5月2日提出、東峰村長名でございます。 43ページをお願いいたします。 東峰村専決第3号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。 令和4年3月31日提出、東峰村長名でございます。 理由といたしまして、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令並びに地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものでございます。 44ページをお願いいたします。 令和4年東峰村条例第11号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。 新旧対照表をお願いいたします。 お手元に事前にお配りしております、令和4年度国民健康保険税改正資料を併せてご参照ください。 44ページでございます。 第2条の第2項、基礎課税額につきまして、合算額、所得割額、均等割額、平等割額等の、現行の63万円を65万円とします。 第3項、後期高齢者支援金につきまして、合算額を19万円から20万円とします。 55ページをお願いいたします。 上から4行目、23条の2、未就学児1人当たりの均等割軽減についてですが、軽減区分に応じそれぞれの金額を賦課します。 第1号、基礎課税につきましては、7割軽減該当世帯につきまして3,030円、5割軽減該当世帯につきましては5,050円、2割軽減該当世帯につきましては8,</p>

	<p>080円、軽減非該当世帯は10,100円となります。</p> <p>第2号、後期高齢者支援金課税額につきましては、7割軽減世帯につきましては840円、5割軽減該当世帯につきましては1,400円、2割軽減世帯につきましては2,240円、軽減非該当世帯につきましては2,800円となります。</p> <p>66ページをお願いいたします。</p> <p>附則、施行期日、この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>適用区分、2、この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によります。以上でございます。</p>
議長	<p>補足説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>この未就学児に係る均等割額の減額に関してですけれども、対象が、この村内においてどれぐらいの人数になるのかという部分と、あと、国の制度上の話だと思いますので、この制度による村の負担割合という部分の説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>人数につきましては、すみません、詳細については今日準備をしておきませんので、後日準備いたしたいと思っております。</p> <p>それから、負担割合につきましては、すみません、具体的にどのようなことでしょうか。もう一度質問をお願いいたします。</p>
議長	<p>6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>先ほどちょっと調べさせていただいたら、もう全市町村でこの制度が適用されてくるということで、この要は、減額分に関して国、県、市町村の負担割合があっていると、そこについての説明はありますでしょうか。</p>
議長	<p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>先ほどの負担軽減の割合につきまして、軽減措置を行った場合の国、地方の負担割合としましては、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となっております。</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
議長	<p>議長から執行部の皆様をお願いをしておきます。</p> <p>質疑が出る範囲の中で、しっかり予測されるものについては準備をして、本会議にあたってください。よろしく申し上げます。</p>
日程第18	
議長	<p>日程第18 同意第4号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p>

	総務企画課長
総務企画課長	<p>67ページをお開きください。</p> <p>同意第4号「東峰村教育委員会委員の任命について」</p> <p>下記の者を東峰村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。</p> <p>令和4年5月2日提出、村長名でございます。</p> <p>氏名 井上光弘</p> <p>生年月日 昭和28年2月23日</p> <p>任期 令和4年5月31日から令和8年5月30日まで</p> <p>理由、東峰村教育委員会委員の任期満了となるが、引き続き井上光弘氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>略歴につきましては、次のページに掲げておりますのでお目通しをいただきたいと思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>補足説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>同意第4号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p>
日程第19	
議長	<p>日程第19 同意第5号「東峰村監査委員の選任について」を、議題といたします。</p> <p>本件につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、梶原伯夫議員の退席を求めます。</p> <p>(梶原伯夫議員 退場)</p>
議長	<p>それでは、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>先ほどお配りしました、69ページの差し替え分をご覧ください</p> <p>同意第5号「東峰村監査委員の選任について」</p> <p>地方自治法第196条第1項の規定により、次の者を東峰村監査委員として選任することについて議会の同意を求める。</p> <p>令和4年5月2日提出、東峰村村長名でございます。</p> <p>氏名 梶原伯夫</p> <p>生年月日 昭和28年5月22日</p> <p>任期 選任の日から令和8年4月30日まで</p> <p>提案理由、東峰村議会議員の改選により、議員のうちから監査委員を選任する必要性が生じたので、選任にあたって議会の同意を求めるものである。以上でございます。</p>
議長	<p>補足説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>採決します。</p>

	<p>同意第5号「東峰村監査委員の選任について」を、お諮りいたします。          本案に賛成の方、挙手でお願いします。          (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。          よって、本案は、同意することに決定いたしました。          (梶原伯夫議員 入場)</p>
日程第20	
議 長	<p>日程第20 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。          本件につきまして、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から閉会中の継続調査の申出がなされております。          お諮りします。          委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、ご異議はありますか。          (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。          したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本臨時議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。          村長よりあいさつの申し出がっております。これを許可します。          村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。          本日、令和4年第3回東峰村議会臨時会を開催いたし、議員皆様の慎重審議をいただきまして、執行部より提案をいたしましたすべての議案等について、原案どおり可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。          議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存でございます。          特に、議長より先ほど指摘いただきました分につきましては、機構改革、所管事務の異動等があった部分で不慣れな部分がございますこと、それにつきましても、やっぱり議会対応ということで、想定される質問に対する答弁は十分に準備をして議会に臨むようにしたいと反省をしております。今回申し訳ございませんでした。          さて、新型コロナウイルス感染症が変わらず衰えを見せていませんが、段々とウィズコロナ、経済と感染症対策の両立という流れになってきていると感じております。          昨日からは小石原で民陶むら祭が感染症への対策をしっかりと取りながら、8日間の開催期間を取り、分散しての参加を呼び掛け実施しているところであります。          昨日の初日は、ひどい渋滞までは起きなかったようですが、朝のうちから駐車場が満杯になるなど、たくさんの来場者があったと報告を受けております。          まだまだ今後のイベントや行事の開催については不透明ではありますが、東峰村での感染者数は、全国の平均からすると10分の1以下の低い感染率に抑えられています。これはひとえに村民の皆様の感染症対策の取り組みの賜物だと思っています。皆様の心がけに対し感謝を申し上げます。          これからどんどん暑くなってまいります。農繁期も始まります。熱中症にも十分ご注意ください、議員各位、村民の皆様、健康第一で毎日を過ごしていただき、今後一層村政に対しましてご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼のあいさつといたします。本日はありがとうございました。</p>

議 長	<p>これもちまして、令和4年度第3回東峰村議会臨時会を閉会いたします。  (14時51分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを  証するために署名する。</p> <p>議 長</p> <p>議 員</p> <p>議 員</p>